

知事許可建設業者に係る常勤性確認方法について

平成22年4月1日より経営管理責任者及び専任技術者の常勤性確認方法が変更となります

1. 確認対象

次に掲げる申請書等の**経營業務の管理責任者(以下「経管者」)**及び**営業所専任技術者(以下「専技者」)**について行う。
(国家資格者等・監理技術者及び令第3条に規定する使用人は本件確認の対象外)

**新規許可(業種追加、般特新規等含む)、更新許可申請書
経管者及び専技者の変更、追加に係るもの。**

2. 確認書類

原則として、別添の確認書類の提示が無ければ申請を受け付けない。

3. 留意事項

従前において、上記確認書類以外で常勤性を認められたものについても、適用日以降に提出する申請及び変更届けについては、上記確認書類で常勤性を確認するものとする。

「経營業務の管理責任者」の要件確認書類

常勤性の確認

申請区分		提示書類
法人	75歳未満	次の書類のいずれか 1.健康保険被保険者証(写しの提示でも可) 2.健康保険・厚生年金保険被保険者標準決定通知書(受付日印が許可申請日の直近のもの) 3.健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届及び標準報酬決定通知書 (資格取得後間もない等で、上記2の通知書がない場合) 4.雇用保険事業所別被保険者台帳照会(65才未満)(発行日が1ヶ月以内のもの) 出向者で出向元の健康保険に加入している場合は 出向協定書 出向辞令書 給与台帳等の写しも添付
	75歳以上	次の全ての書類 1.法人税確定申告書の写(表紙) + 法人税申告書勘定科目内訳書 (役員報酬手当等の内訳:別紙参照) 2.住民税特別徴収税額通知書
個人 事業主	/	・所得税確定申告書の写し

- 1.併せて、営業所立入検査、給与台帳、出勤簿及び前年度源泉徴収票の確認等で可能な限り常勤性の把握に努める。
- 2.住民税の特別徴収義務者ではない事業所については、上記表中の通知書は要しない。(1に準じて確認)

「専任技術者」の要件確認書類

常勤性の確認

申請区分		提示書類
法人の役員	75歳未満	次の書類のいずれか 1.健康保険被保険者証(写しの提示でも可) 2.健康保険・厚生年金保険被保険者標準決定通知書(受付日印が許可申請日の直近のもの) 3.健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届及び標準報酬決定通知書 (資格取得後間もない等で、上記2の通知書がない場合) 4.雇用保険事業所別被保険者台帳照会(65才未満)(発行日が1ヶ月以内のもの) 出向者で出向元の健康保険に加入している場合は 出向協定書 出向辞令書 給与台帳等の写しも添付
	75歳以上	次の全ての書類 1.法人税確定申告書の写(表紙) + 法人税申告書勘定科目内訳書 (役員報酬手当等の内訳:別紙参照) 2.住民税特別徴収税額通知書
個人事業主		・所得税確定申告書の写し
従業員	75歳未満	次の書類のいずれか 1.健康保険被保険者証(写しの提示でも可) 2.健康保険・厚生年金保険被保険者標準決定通知書(受付日印が許可申請日の直近のもの) 3.健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届及び標準報酬決定通知書 (資格取得後間もない等で、上記2の通知書がない場合) 4.雇用保険事業所別被保険者台帳照会(65才未満)(発行日が1ヶ月以内のもの) 5.住民税特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)
	75歳以上	1.住民税特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)

1. 併せて、営業所立入検査、給与台帳、出勤簿及び前年度源泉徴収票の確認等で可能な限り常勤性の把握に努める。
2. 住民税の特別徴収義務者ではない事業所については、上記表中の通知書は要しない。(1 に準じて確認)